

市民意向調査を実施します

あなたは『賛成』ですか？
それとも『反対』ですか？

11月28日(日)に 加茂郡7町村との市町村合併に関する

◇調査の目的

美濃加茂市と加茂郡7町村(坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)との市町村合併に関し、市民の皆さんの意向をお尋ねするものです。

◇調査の結果

意向調査は、投票率に関係なく開票し、その結果については、有権者の20%以上の一番多い得票を尊重します。

◇調査の方法

一般の選挙と同様に投票方式で行います。11月22日(月)ごろまでに郵送する入場券を持参の上、投票所へお出掛けください。

なお、投票までに市外へ転出された人は、投票できませんのでご注意ください。

投票日	平成16年11月28日(日)
投票時間	午前8時～午後6時
投票場所	今年7月に行われた参議院議員通常選挙の投票所と同じです。
投票資格者	次の要件のすべてを満たす人が投票できます。 ◆住所要件…平成16年8月20日以前から投票日まで市内に引き続き住所を有する人 ◆年齢要件…平成16年11月28日現在で満20歳以上の人(昭和59年11月29日以前に生まれた人) ◆国籍要件…日本国籍を有する人
資格者名簿の縦覧	◆期 日…平成16年11月21日(日) ◆縦覧場所…市町村合併対策室(市役所本庁舎2階)
期日前投票	投票資格者であり、次の①～③の都合で11月28日に投票できない人は、期日前投票ができます。 ①仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭などに従事または参加 ②旅行または外出 ③負傷、出産などのため歩行が困難 ◆期 間…平成16年11月22日(月)～27日(土) ◆投票時間…午前8時～午後6時 ◆投票場所…市中央公民館 2階 202号室
不在者投票	投票資格者で11月28日に投票できない人が次の(1)～(3)に該当する場合には、不在者投票ができます。 (1) 11月28日に満20歳に達する人が、成人に達する前に投票する場合 (2) 11月28日に復権となる人が復権前に投票する場合 (3) 市外で生活しているため最寄りの市町村役場で投票する場合 ◆期 間…平成16年11月22日(月)～27日(土) ◆投票時間…(1)および(2)の人は午前8時～午後6時、(3)の人は平日の午前8時30分～午後5時 ◆投票場所…(1)および(2)の人は市中央公民館2階202号室、(3)の人は最寄りの市町村選挙管理委員会事務局
体の不自由な人の郵便による在宅投票	◆対 象 者…「郵便等投票証明書」の交付を受けている人が対象となります。証明書交付の申請はいつでもできますので、別表に該当する人で証明書の交付を希望される人や代理記載を希望される人はお早めに美濃加茂市選挙管理委員会にご相談ください。 ◆投票用紙の請求方法…11月24日(水)までに、「郵便等投票証明書」を添えて市町村合併対策室に請求してください。 ◆投票方法…市町村合併対策室から送付されてきた投票用紙の記載欄に「○」を記載して必ず郵便で返送してください。
指定病院等における不在者投票	◆対 象 者…指定病院などに入院または入所している人 ◆投票方法…病院の職員などに投票することを申し出てください。 ◆投票期日…平成16年11月22日(月)から27日(土)までの間の病院長などの指定した日
開 票	◆期 日…平成16年11月28日(日) 午後7時～ ◆場 所…市中央体育館プラザちゅうたい

◇市民意向調査の投票用紙への記載方法


投票用紙の記載欄にひとつだけ「○」を付けます。2つ以上の欄に「○」を付けたり、「○」以外のことを記載すると無効となりますのでご注意ください。

今回の調査は、加茂郡(7町村)との合併に対する賛否をお伺いするものですので、下の見本を参考にし、て投票用紙に「○」を付けてください。

「○」を付けるところはこちらの「記載欄」のうち一つです

見本(投票用紙の裏面)

今回は、投票所に「○」を押印するスタンプを用意しますので鉛筆の代わりにご利用ください。
また、点字用の投票用紙については「賛成」「反対」「どちらともいえない」を従来通り点字器でご記入していただきます。



				記載欄	
どちらともいえない	この合併に反対	この合併に賛成	選 択 肢 (項 目)		

一 次の項目から一つだけ選択して、上の記載欄の枠の中に○を付けてください。

二 二つ以上に○を付けたり、○以外を記入されると、投票は無効となります。

美濃加茂市と、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村との合併について

市民意向調査票

別表＜郵便投票対象者一覧＞

区 分	内 容	障がいなどの程度	代理記載	必 要 書 類
身体障害者福祉法第4条の身体障がい者	両下肢、体幹の障がい・移動機能の障がい	1級・2級	できない	・申請書 ・身体障害者手帳または 県知事の証明文書
	うち上肢、視覚の障がい	1級	できる	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の障がい	1級・3級	できない	
	うち上肢、視覚の障がい	1級	できる	
戦傷病者特別援護法第2条第1項の戦傷病者	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症	できない	・申請書 ・戦傷病者手帳または 県知事の証明文書
	うち上肢、視覚の障がい	特別項症～第2項症	できる	
	内臓機能の障がい	特別項症～第3項症	できない	
	うち上肢、視覚の障がい	特別項症～第2項症	できる	
介護保険法第7条第3項の要介護者	—	要介護5	できない	・申請書 ・被保険者証

美 濃 加 茂 市 電話 25-2111
市町村合併対策室 (内線 479)

投票日当日の投票、開票の状況を美濃加茂市のホームページで見ることができます

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>